

新型インフルエンザ等対策行動計画

平成27年11月

安芸市

目 次

I : はじめに

1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	1
2. 国及び県における取組の経緯	1～3
3. 本市における取組の経緯	3
4. 市行動計画の作成	4

II : 本市における対策の基本方針

1. 新型インフルエンザ等対策の基本方針	5～8
2. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定	8～10
3. 対策推進のための役割分担	10～12
4. 対策の基本項目	12～20

III : 各段階における対策

未発生期

1. 実施体制	21
2. 情報提供・共有	22
3. まん延防止に関する措置	22
4. 予防接種	22～24
5. 医療	24
6. 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置	24～26

海外発生期

1. 実施体制	27
2. 情報提供・共有	27～28
3. まん延防止に関する措置	28
4. 予防接種	28～29
5. 医療	29
6. 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置	29

県内未発生期・県内発生早期（国内発生早期）

1. 実施体制	30
2. 情報提供・共有	31
3. まん延防止に関する措置	31～32
4. 予防接種	32～34
5. 医療	34
6. 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置	34～35

県内（国内）感染期

1. 実施体制	・ ・ ・ ・ ・ 3 6
2. 情報提供・共有	・ ・ ・ ・ ・ 3 7
3. まん延防止に関する措置	・ ・ ・ ・ ・ 3 7
4. 予防接種	・ ・ ・ ・ ・ 3 7～3 8
5. 医療	・ ・ ・ ・ ・ 3 8
6. 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置	・ ・ ・ ・ ・ 3 8～3 9

小康期

1. 実施体制	・ ・ ・ ・ ・ 4 0
2. 情報提供・共有	・ ・ ・ ・ ・ 4 0
3. まん延防止に関する措置	・ ・ ・ ・ ・ 4 0
4. 予防接種	・ ・ ・ ・ ・ 4 0～4 1
5. 医療	・ ・ ・ ・ ・ 4 1
6. 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置	・ ・ ・ ・ ・ 4 1

I : はじめに

1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルス¹とウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症²の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性があり、これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

そのため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るため、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）が制定された。

2. 国及び県における取組の経緯

新型インフルエンザ対策に係る対策については、特措法の制定以前の平成 17 年に国及び県が「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の部分改定がされてきた。

平成 21 年に、新型インフルエンザ（A/H1N1）³が世界的大流行となり、国の行動計画に基づき対策を行ったが、この対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等が得られた。

この教訓等を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるため、平成 24 年 5 月に、特措法が制定されるとともに、平成 25 年 6 月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以

用語解説（「高知県新型インフルエンザ等対策行動計画」から抜粋。以下同じ。）

¹ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A 型、B 型、C 型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのは A 型のみである。A 型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2 つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆる A/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している。）

² 新感染症

新感染症とは、感染症法第 6 条第 9 項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

³ 新型インフルエンザ（A/H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009

2009 年（平成 21 年）4 月にメキシコで確認され世界的大流行となった H1N1 亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、2011 年（平成 23 年）3 月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

下「政府行動計画」という。）」が、平成 25 年 12 月には「高知県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）」が策定された。

政府行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。

- （１）感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- （２）感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの。

(表) 対象疾病の定義

名 称		定 義
新型インフルエンザ等感染症 新型インフルエンザ等 (感染症法第 6 条第 7 項第 1 号) (特措法第 2 条第 1 項)	新型インフルエンザ (感染症法第 6 条第 7 項第 1 号)	新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。 毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。
	再興型インフルエンザ (感染症法第 6 条第 7 項第 2 号)	かつて世界的規模で流行したインフルエンザであって、その後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したもので、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により、国民の生命および健康に重大な影響を与える恐れがあると認められるものをいう。
	新感染症 (感染症法第 6 条第 9 項)	人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

3. 本市における取組の経緯

本市では、平成 25 年 3 月に「安芸市新型インフルエンザ等対策本部条例」を策定し、新型インフルエンザ対策を含めた具体的な対応策を講じてきた。このたび、特措法第 8 条の規定により、政府行動計画及び県行動計画に基づき、新たな「安芸市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）」を策定するものである。

4. 市行動計画の作成

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や本市が実施する措置等を示しており、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

- (1) 市行動計画に基づき各課等において、マニュアル等を別に策定し、具体的な対策を講じていくものとする。
- (2) 市行動計画で対象とする新型インフルエンザ等は、政府行動計画及び県行動計画と同じである。
- (3) 新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れ見直す必要がある場合は、適時適切に市行動計画の変更を行うものとする。また、市機構改革等により課等の名称に変更があった場合は、その記載部分を新たな課等の名称に読み替えるものとする。

Ⅱ：本市における対策の基本方針

1. 新型インフルエンザ等対策の基本方針

1-1. 目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国、高知県、本市への侵入も避けられないと考えられる。

新型インフルエンザ等対策は、国全体で取り組むべき重大な課題であり、本市としての対応は、国や県の動きと一体となった対策を基本とし、県内の実情に合わせた行動が重要となる。

病原性⁴が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等対策を市政の重要課題の一つとして位置付けるとともに、「市民の生命及び健康を保護し、生活等に及ぼす影響を最小限にとどめる」ことを目的とし、以下の2点を「主たる対応項目」として対策を講じる。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

ア 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。

イ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。

ウ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

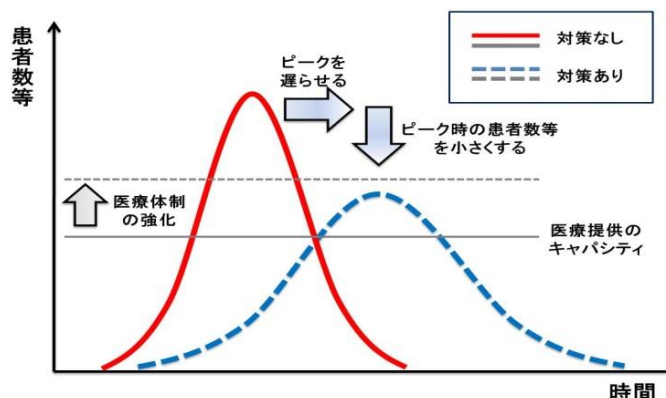
ア 地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。

イ 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

⁴ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

(図) 対策の効果 概念図



1-2. 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去のインフルエンザのパンデミック⁵の経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

そこで、本市の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等の住民性も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立する。（具体的な対策については、Ⅲ. 各段階における対策において、発生段階ごとに記載する。）

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、本市の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び地域経済に与える影響等を総合的に勘案し、県と連携し、市行動計画等で記載するもののうちから、実施すべき対策を選択し決定する。

(1) 関係機関との連携

県内で感染が拡大した段階では、国、県、市、事業者等は相互に連携して、医療の確保や市民生活・地域経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会は緊張し、いろいろな事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられるので、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。

(2) 本市の特性に応じた対応

本市は、県都高知市から東へ約40キロに位置する田園都市で、市の南部を横断する

⁵ パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

国道55号を中心に県東部地域最大の市街地を形成している。このような特性から、県内での感染者発生後は高知市を中心として、県内でも比較的早期に感染が拡大する可能性が高いと考えられる。

そのため、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市、指定（地方）公共機関⁶による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策として、日頃からの手洗い・うがいの励行、マスクの早期着用など、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高いSARSのような新感染症が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要となる。

1-3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

国、県、市は、新型インフルエンザ等発生に備え、また発生した時に、特措法その他の法令、政府行動計画及びそれぞれの行動計画又は新型インフルエンザ等対策に関する業務計画（以下「業務計画」という。）に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

（１）基本的人権の尊重

国、県、市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、県との連携のもと、検疫のための停留施設の使用、医療関係者への医療等の実施の要請、不要不急の外出の自粛等の要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請、臨時の医療施設⁷の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、特定物資の売渡しの要請等の実施に当たって、市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

（２）危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざ

⁶ 指定（地方）公共機関

独立行政法人等の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人、地方道路会社等の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、都道府県の区域を越えて事業を営むもののうち、政令で定めるもの（国が指定するもの）を「指定公共機関」（特措法第2条第6号）といい、都道府県の区域内で事業を営むもののうち、都道府県知事が指定するものを「指定地方公共機関」（特措法第2条第7号）という。

新型インフルエンザ等が発生したときは、その業務について対策を実施する責務を有する。

⁷ 臨時の医療施設

新型インフルエンザ等が発生し、国が緊急事態を宣言した場合に、都道府県内の病院その他の医療機関が不足し、医療の提供に支障が生ずると認める場合に、都道府県行動計画で定めるところにより、都道府県知事が開設することのできる医療機関（特措法第48条）。

まな措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬⁸等の対策が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

(3) 関係機関相互の連携協力の確保

市長を本部長とする安芸市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）は、内閣総理大臣を本部長とする新型インフルエンザ等政府対策本部（以下「政府対策本部」という。）、知事を本部長とする高知県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

県対策本部長から政府対策本部長に対して、または市対策本部長から県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請があった場合には、政府対策本部長又は県対策本部長はその要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行う。

(4) 記録の作成・保存

国、県、市は、発生した段階で、政府対策本部、県対策本部、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

2. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ⁹（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率¹⁰となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

市行動計画の策定に当たっては、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討

⁸ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

⁹ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

¹⁰ 致命率（Case Fatality Rate）

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

することが重要である。

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。

また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

市行動計画の策定に際して想定した患者数等については、政府行動計画及び県行動計画の推計に基づき、一つの例として次のように想定した。

（１）新型インフルエンザ等発生時の被害想定

全人口の 25%が新型インフルエンザに罹患すると想定して推計。

入院患者数及び死亡者数については、アジアインフルエンザ等を参考に中等度を致命率 0.53%、スペインインフルエンザを参考に重度を致命率 2.0%として数の上限を推定。

当該推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要がある。

被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととする。

なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に、新感染症も含めた対策を検討・実施することとなる。このため、今までの知見に基づき飛沫・接触感染を基本としつつも、空気感染も念頭に置く必要がある。

特に、高知県は、高齢化率が高いことから、国の推計値より健康被害が大きくなる可能性がある。

新型インフルエンザが発生した場合の患者数の試算

※国の想定を単純に本市の平成 27 年 7 月末人口との比で試算

			全国	高知県	安芸市
医療機関を受診する患者数 (外来患者数＋入院患者数＋死亡者数)			1,740 万人 (1,300 万人～ 2,500 万人)	103,561 人 (77,373 人～ 148,795 人)	2,523 人 (1,885 人～ 3,625 人)
推計値の 内訳 (各項目の 推計値)	入院 患者 数	中等度	53 万人	3,154 人	77 人
		重度	200 万人	11,903 人	290 人
	死亡 者数	中等度	17 万人	1,011 人	25 人
		重度	64 万人	3,809 人	93 人
1 日当りの 最大入院患者数		中等度	10.1 万人	601 人	15 人
		重度	39.9 万人	2,374 人	58 人

(2) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のようない影響が一つの例として想定される。

ア 国民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次罹患する。罹患者は1週間から10日間程度罹患し、欠勤する。罹患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。

イ ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身の罹患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込みピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

3. 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等対策を推進するに当たっては、国、県、市、関係機関及び市民が一体となった対策が必要であり、その役割については以下に示す。

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHO その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、「政府対策本部」の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

国は、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

(2) 高知県・安芸市の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

ア 高知県の役割

県は、予防・治療に必要な医薬品等の確保に努めるとともに、県医師会、県薬剤師会、医療機関及び薬局等の関係機関の協力を得ながら、新型インフルエンザ等患者の外来・入院診療を担当する医療機関の指定を行うなど、医療体制の確保を行うとともに、新型インフルエンザ等の未発生期から小康期を通して、最新かつ正確な情報提供を行い、県民の予防意識の啓発や不安解消に努める。

また、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として、その中心的な役割を担っており、国の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し主体的な判断と対応が求められる。

イ 安芸市の役割

市は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、市民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要配慮者への支援に関し、国の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施する。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

新型インフルエンザ等の発生前は、市民課健康ふれあい係及び危機管理課を中心とし、全庁一体となった取組を総合的に推進する。

各課等では、市行動計画を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておくとともに、必要最小限の行政サービスを維持するため、事業継続計画の策定を全庁的に進める。

市は、県が提供する新型インフルエンザ等に関する情報を市民に周知し、不安の解消及び混乱の防止を図るとともに、市民の感染予防策の徹底に努める。

国が緊急事態宣言を発令した場合は、速やかに「市対策本部」を設置し、国及び県の基本的対処方針を踏まえつつ、一体となって対策を進める。

(3) 医療機関等の役割

新型インフルエンザ等による市民の健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関及び薬局は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進する。

医療機関は、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携を進める。

(4) 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する。

(5) 学校・通所施設等¹¹の役割

日頃から入所者又は園児・児童・生徒の健康状態を把握するように努めるとともに、施設・学校内での感染予防対策を徹底する。

未発生期の段階から、全国的に実施されるサーベイランス¹²に協力する。

新型インフルエンザ等が国内・県内で発生した後において、県が勧告・要請する感染予防策の徹底、臨時休業等に可能な限り協力する。

(6) 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行う。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染拡大防止の観点から、県が勧告・要請する感染対策の徹底を行う。

(7) 住民の役割

新型インフルエンザ等の発生前は、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。

発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

4. 対策の基本項目

4-1. 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

政府行動計画では、発生時の段階を、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、国の実情に応じた戦略に即して5つの段階に分類し、国全体での発生段階の移行については、海外や国内で

¹¹ 通所施設等

保育施設、高齢者の短期入所生活介護、通所介護、障害児又は障害者の短期入所、就労移行支援等の日中活動を行う生涯福祉サービス事業所、通所施設（通所授産施設、知的障害児通園施設等）の他、児童館や放課後児童クラブ等。

¹² サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

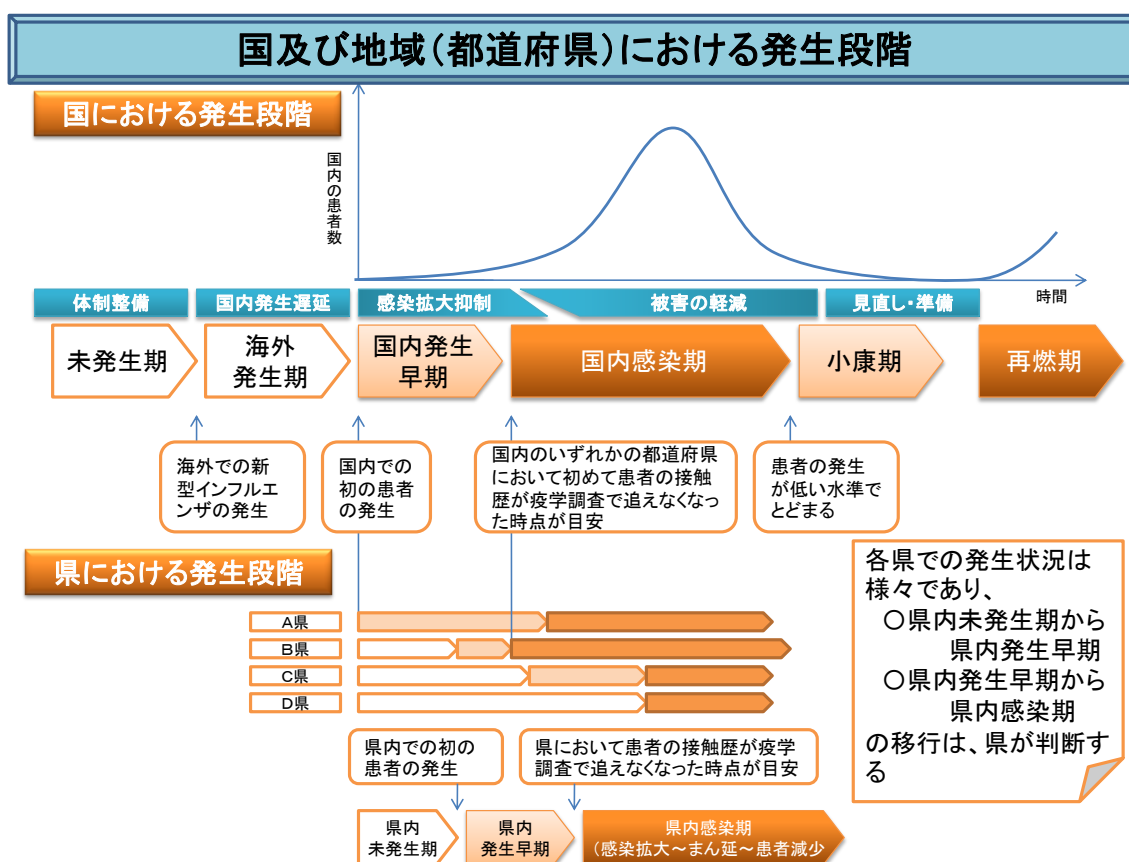
疾病に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

の発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定することとしている。

地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に県内での医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要があることから、県は、県における発生段階を定め、その移行については、必要に応じて国と協議のうえで、県が判断する。

国、県、市、関係機関等は、行動計画等で定められた対策を段階に応じて実施する。なお、段階の期間は極めて短時間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化するという事に留意する。

(図) 発生段階



(1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、本市の危機管理の問題として取り組む必要がある。このため、国、県、市、指定（地方）公共機関等事業者が相互に連携を図り、一体となった取組を行う。

新型インフルエンザ等の発生前においては、市民課健康ふれあい係及び危機管理課を中心とし、全庁一体となった取組を推進する。さらに、県や指定（地方）公共機関等との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。

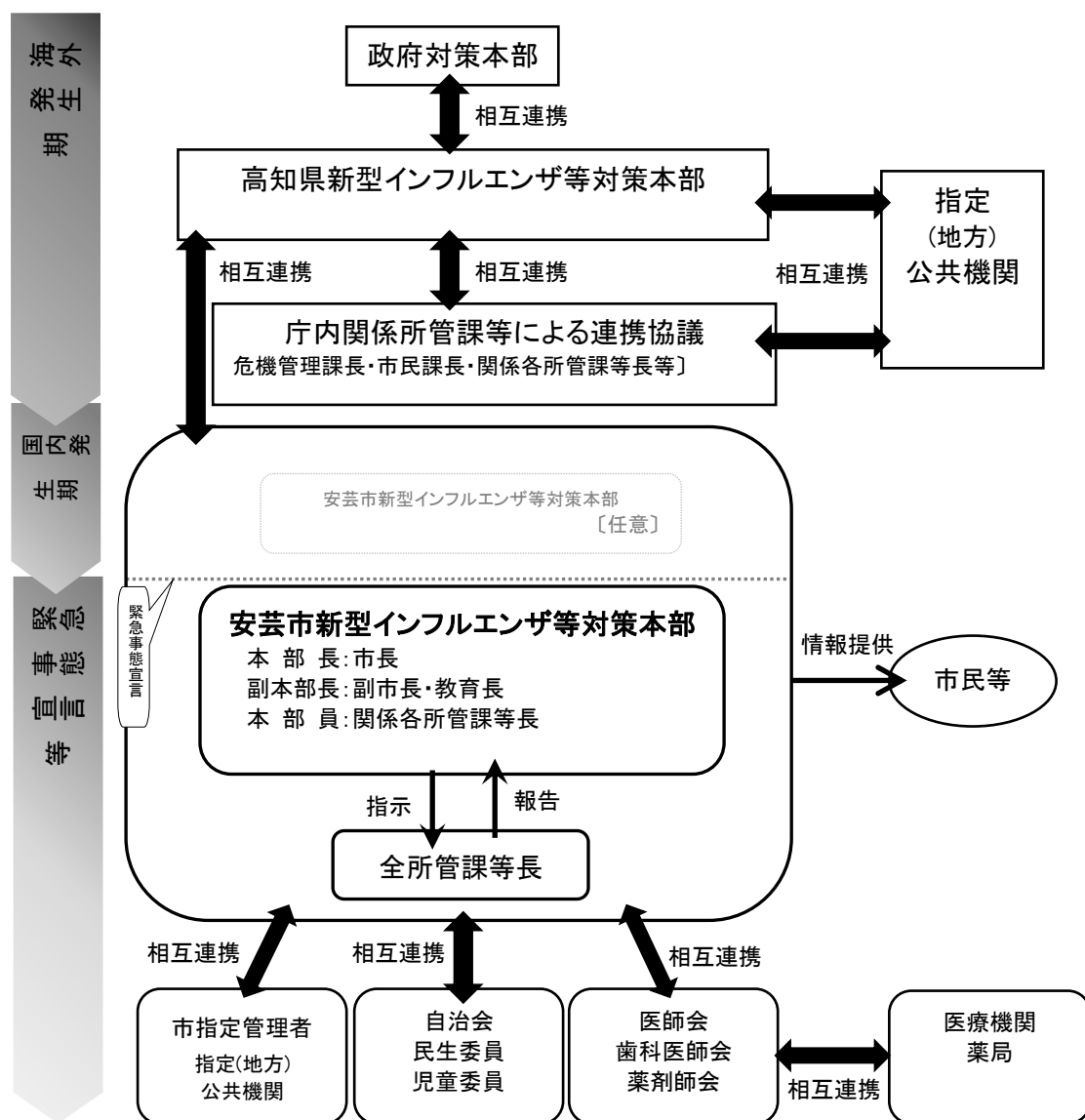
特措法第34条に基づき、国が緊急事態宣言をした場合は、速やかに「市対策本部」を設

置し、国及び県の基本的対処方針を踏まえつつ、一体となって対策を進める。なお、緊急事態宣言がなされていない場合であっても、必要があれば特措法に基づかない任意の対策本部を設置する。

市は、市行動計画の作成に際し、医学・公衆衛生学の学識経験者の意見を聴き、発生時には医学・公衆衛生学の学識経験者等の意見を適宜適切に聴取する。

国の基本的対処方針が示される前に県内で発生した場合は、国や県の意見を踏まえ対応する。

(図)



(2) 情報提供・共有

迅速な対策を実施するため、市民や関係機関等への迅速かつ正確な情報提供を行う。
市民からの相談に対して適切な情報提供が実施できる体制を確保する。

ア 情報提供・共有の目的

本市の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解のもとに、国、県、市、医療機関、薬局、事業者及び個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとることが重要であり、対策の全ての段階、分野において相互のコミュニケーションが必須である。

コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供ではなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含むことに留意する。

イ 情報提供手段の確保

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人や障害者など情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のための多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

ウ 発生前における市民等への情報提供

情報提供は、発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、国、県及び市は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを市民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。

発生前の適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、納得してもらうことが、いざ発生した時に市民に正しく行動してもらう上で必要である。特に園児、児童及び生徒等に対しては、保育所、学校等で集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、市民課、福祉事務所及び教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供を行う。

エ 発生時における市民等への情報提供

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、県内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

市民への情報提供に当たっては、媒体の中でも、テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠である。提供する情報の内容については、個人情報保護と公益性に十分配慮して伝え、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する。また、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、情報が届きにくい人にも配慮し、多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。媒体の活用に加え、市から直接、市民に対する情報提供を行う手段としてホームページ、ソーシャルネットワークサービス（SNS）等の活用を行う。

市民への情報提供については、新型インフルエンザには誰もが感染する可能性があ

ること（感染したことについて、患者やその関係者には原則として責任はないこと）。また、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与すること。などを伝え、未発生期から小康期に至るまで認識の共有を図ることとする。

オ 情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築する。

市民課健康ふれあい係は、危機管理課と事前に協議し、広報における役割分担を決定するとともに、広報体制を構築する。市は、最も住民に近い行政主体であることを踏まえ、新型インフルエンザ等の発生時には、市民に対する詳細かつ具体的な情報提供及び市民からの相談受付等について、中心的な役割を担うことから、海外発生期以降においては、市民からの相談に対応するため、相談窓口を設置する。

コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、常に発信した情報に対する情報の受取手の反応などを分析し、次の情報提供に活かすこととする。

(3) まん延防止に関する措置

新型インフルエンザ等の流行のピークを遅らせ、体制の整備を図るための時間を確保する。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制を維持する。

個人レベル、地域・社会レベルでの複数の対策を組み合わせるが、まん延防止対策には、様々な影響があることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、状況の変化に応じて実施する対策の決定や縮小・中止を行う。

ア 個人における対策

地域における発生の初期の段階から、必要に応じて、県が行う、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者¹³に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置に協力する。

また、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人込みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促すとともに、新型インフルエンザ等緊急事態においては、県が行う、不要不急の外出自粛要請を周知する。

イ 地域対策・職場対策

地域における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、県が必要に応じ行う、施設の使用制限の要請等を周知する。

ウ その他

海外で発生した場合には、その状況に応じた感染症危険情報を発出するとともに、必

¹³ 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足る正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

要に応じて、広島検疫所高知出張所の検疫強化への協力を行う。

(4) 予防接種

ワクチン接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制を維持することは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策のワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチン¹⁴とパンデミックワクチン¹⁵の2種類がある。

ア 特定接種

① 接種対象と接種順位の考え方

特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときは、基本的対処方針により臨時に行われる予防接種（以下「特定接種」という。）を行うこととなる。

特定接種の対象となり得る者は、

- a 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- b 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- c 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員 である。

特定接種を実施するに当たっては、危機管理における状況に応じた柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性や、その際の社会状況等を総合的に政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項が決定される。

接種順位については、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、以下の順とすることが基本となる。

- i 医療関係者
- ii 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員
- iii 指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）
- iv それ以外の事業者

② 特定接種の接種体制

特定接種は、登録事業者に対しては国が実施主体として、地方公務員に対しては県又

¹⁴ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、日本ではH5N1亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

¹⁵ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

は市町村が実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、県及び市町村は、特定接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図る。

イ 住民接種

①接種順位の考え方

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして市民に対する予防接種の枠組みができたことから、市民に対して、緊急事態宣言が発令されている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が発令されていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく予防接種（以下「住民接種」という。）を行うこととなる。

住民接種の接種順位については、特定接種対象者以外の接種対象者を以下の4つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本とする。

- a 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
 - ・基礎疾患を有する者
 - ・妊婦
- b 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- c 成人・若年者
- d 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮すると、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もあり、柔軟に対応することが必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて、政府対策本部が決定する。

② 住民接種の接種体制

住民接種については、市が実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、市は、国及び県の協力を得ながら、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図る。

ウ 留意点

危機管理事態における「特定接種」と「住民接種」の二つの予防接種全体の実施の在り方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などに応じて政府対策本部において総合的に判断、決定される。

（５）医療

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、かつ市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小

限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。

ア 発生前における医療体制の整備

市は、安芸福祉保健所が中心となって設置する郡市医師会、薬剤師会、地域の中核的医療機関等の関係者からなる対策会議への参加など、地域関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備に協力する。

イ 発生時における医療体制の維持・確保

新型インフルエンザ等の県内発生早期には、医療の提供は、患者の治療とともに感染対策としても有効である可能性があることから、病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者等は感染症指定医療機関¹⁶等で入院治療を行うこととなる。

市は、県等が「帰国者・接触者相談センター¹⁷」を設置した場合、その周知を図る等の協力を行う。また、帰国者・接触者外来¹⁸等の地域における医療体制について、一般的な

¹⁶ 感染症指定医療機関：感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

* 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。高知県内には該当施設はない。

* 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。高知県内では、高知県・高知市病院企業団立高知医療センター（2床）が該当する。

* 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。高知県内では、高知県・高知市病院企業団立高知医療センター（6床）及び高知県立幡多けんみん病院（3床）が該当する。

* 結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

¹⁷ 帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

¹⁸ 帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。

都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

広報による情報提供を行う。

(6) 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

新型インフルエンザ発生時に、市民生活及び地域経済への影響を最小限とできるよう、国や県、市、医療機関、薬局、指定（地方）公共機関及び登録事業者は特措法に基づき事前に十分準備を行い、一般の事業者においても事前の準備を行う。

Ⅲ：各段階における対策

以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要 6 項目の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、国が作成する「基本的対処方針」は、個々の対策の具体的な実施時期と段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択し実施する。

未発生期

発生状況	(1) 新型インフルエンザ等が発生していない状態。 (2) 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。
目的	(1) 発生に備えて体制の整備を行う。 (2) 国が提供する海外での発生状況等の情報を注視する。
対策の考え方	(1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、県行動計画等を踏まえ、県、他の市町村等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。 (2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。 (3) 国が提供する海外での発生状況等の情報を、継続的に収集する。

1. 実施体制

(1) 市行動計画等の作成

対 応 項 目	所 管
市は、特措法の規定に基づき、政府行動計画及び県行動計画等を踏まえ、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた市行動計画の策定を行い、必要に応じて見直していく。	危機管理課 市民課

(2) 国・地方公共団体の連携強化

対 応 項 目	所 管
市は、県、他の市町村等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、発生前から情報交換、連携体制の確認、研修会への参加、訓練を実施する。	危機管理課 市民課 関係所管課等

2. 情報提供・共有

(1) 継続的な情報提供

対 応 項 目	所 管
市は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。	危機管理課 市民課 関係所管課等
市は、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがいなど、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。	市民課 全所管課等

(2) 体制整備等

対 応 項 目	所 管
市は、発生前から、情報収集・提供体制を整備し、国及び都道府県が発信する情報を入手することに努める。また、関係部局間での情報共有体制を整備する。	危機管理課 市民課 関係所管課等
新型インフルエンザ等発生時に、市民からの相談に応じるため、市は、国及び県からの要請に基づいて相談窓口を設置する準備を進める。	
市は、発生前から国、都道府県、関係機関との情報共有を行う体制を整備し、必要に応じて、訓練を実施する。	
市は、新型インフルエンザ等に関する情報を収集し、福祉保健所との連携の下、地域住民が混乱しないように必要な情報を的確に提供できるよう体制を整える。	

3. まん延防止に関する措置

(1) 感染対策の実施

対 応 項 目	所 管
市は、市民に対しマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。	市民課 全所管課等

4. 予防接種

4-1. 特定接種

(1) 特定接種の位置づけ

特定接種は、特措法第 28 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項による予防接種とみなし、同法（第 22 条及び第 23 条を除く。）の規定を適用し実施する。

特定接種のうち、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員については、市が実施主体として接種を実施する。

（２）特定接種の準備

対 応 項 目	所 管
市は、国が実施する登録事業者の登録業務について、必要に応じて協力する。	市民課 関係所管課等

- a 市は特措法第 28 条第 4 項の規定に基づき、国から労務又は施設の確保その他の必要な協力を求められた場合は協力する。
- b 市は、業種を担当する府省庁が、特定接種の登録対象となる事業者の意向を確認し、対象事業者の希望リストを厚生労働省に報告する場合に必要なに応じて協力する。
- c 登録事業者は、必要に応じ市を通じ、厚生労働省へ登録申請するため、市はその際に協力する。
- d 市は、業種を担当する府省庁が、当該事業者の登録内容について確認を行う場合に必要に応じて協力する。
- e 特定接種の対象となり得る市職員については、市が対象者を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告する。
- f 市は、登録事業者又は登録事業者が属する事業者団体ごとに特定接種の集団的接種体制を構築することが困難な場合には、必要に応じ業種を担当する府省庁等が行う事業者支援と接種体制構築に協力する。

4-2. 住民接種

（１）住民接種の位置づけ

住民接種は、全市民（在留外国人を含む。）を対象とし、実施主体である本市が接種を実施する対象者は、本市の区域内に居住する者を原則とする。

また、住民接種の対象者としては、市内医療機関に勤務する医療従事者及び入院中の患者等も考慮する。

（２）住民接種の準備

対 応 項 目	所 管
住民接種については、市を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。	市民課
市は、国及び県の協力を得ながら、特措法第 46 条又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づき、本市に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができる体制の構築を図る。	
市は、住民接種に関する実施要領を参考に地域の実情に応じて	

あらかじめ接種の開始日、接種会場等を通知する方法、予約窓口を活用し市民からの予約を受け付ける方法等の手順を計画しておく。	
市は、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する市以外の市町村における接種を可能にするよう努める。	
市は、速やかに住民接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。	
市は、接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、医師会等の協力を得て、その確保を図る。	
市は、接種のための会場について、地域の実情に応じつつ、人口1万人に1か所程度の接種会場を設ける。	

5. 医療

(1) 地域医療体制の整備

対 応 項 目	所 管
市は、福祉保健所が設置する郡市医師会、薬剤師会、地域の中核的医療機関等の関係者からなる対策会議への参加など、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備に協力する。	市民課

(2) 研修等

対 応 項 目	所 管
市は、県が作成する医療に関する各マニュアルに沿って、医療従事者等に対し行われる、県内発生を想定した研修や訓練に協力する。	危機管理課 市民課

6. 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

市は、新型インフルエンザ等発生時にも、地域住民の生活支援を的確に実施できるよう、

業務継続計画¹⁹を策定する。

(1) 要配慮者への生活支援

対 応 項 目	所 管
市は、地域感染期における高齢者、障害者等の要配慮者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、国からの要請に対応し、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続きを決めておく。	市民課 福祉事務所 関係所管課等
市は、最も住民に近い行政主体であり、地域住民を支援する責務を有することから、市民に対する情報提供を行い、新型インフルエンザ等対策に関する意識啓発を図るとともに、新型インフルエンザ等の流行により孤立化し、生活に支障を来すおそれがある世帯（高齢者世帯、障害者世帯等）への具体的な支援体制の整備を進める。	危機管理課 市民課 福祉事務所 関係所管課等
市は、地域に必要な物資の量、生産、物流の体制等を踏まえ、他の地方公共団体による備蓄、製造販売事業者との供給協定の締結等、地域の生産・物流事業者等と連携を取りながら、あらかじめ地域における食料品・生活必需品等の確保、配分・配付の方法について検討を行い、地域の実情に応じた計画を策定し、早期に計画に基づく取組を進める。	危機管理課 福祉事務所 市民課 関係所管課等

(2) 火葬能力等の把握

対 応 項 目	所 管
市は、県が火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について把握・検討する際に連携する。また、県が火葬又は埋葬を円滑に行うための体制整備を行う際に連携する。	福祉事務所 環境課
市は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）において、埋火葬の許可権限等、地域における埋火葬の適切な実施を確保するための権限が与えられていることから、域内における火葬の適切な実施を図るとともに、個別の埋火葬に係る対応及び遺体の保存対策等を講ずる主体的な役割を担う。	福祉事務所 環境課 市民課

¹⁹ 業務継続計画：市行動計画では、新型インフルエンザの発生時において、職員本人の罹患や家族の罹患などにより、出勤可能な職員が制約されることが予想される中で、新型インフルエンザ対策を行いながら市民生活のため最小限必要な行政サービスを継続するとともに、一時的に中断した業務を出来るだけ早期に復旧するため、県や市において、あらかじめ、優先すべき業務の選定、必要な人員や資源の確保など、必要な措置を定めた計画をいう。

(3) 物資及び資材の備蓄等

対 応 項 目	所 管
市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備を整備等する。	危機管理課 市民課 関係所管課等

海外発生期

発生状況	(1) 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。 (2) 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。 (3) 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。
目的	(1) 新型インフルエンザ等の県内侵入をできるだけ遅らせ、県内発生が遅延と早期発見に努める。 (2) 県内発生に備えて体制の整備を行う。発生に備えて体制の整備を行う。国が提供する海外での発生状況等の情報を注視する。
対策の考え方	(1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。 (2) 海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。 (3) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、県内発生に備え、県内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、事業者、市民に準備を促す。 (4) 検疫等により、県内発生をできるだけ遅らせ、その間に、関係機関等への情報提供、市民生活及び地域経済の安定のための準備、プレパンデミックワクチンの接種等、県内発生に備えた体制整備を急ぐ。

1. 実施体制

(1) 体制強化等

対応項目	所管
市は、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合には、必要に応じて、庁内関係各課等における協議を実施し、各課等で国の動向等の情報の共有を行うとともに、国が示す初動対応方針に基づき、迅速かつ適切な対策を実施する。	危機管理課 市民課 関係所管課等

2. 情報提供・共有

(1) 情報提供

対応項目	所管
市は、県が行う市民に対する情報提供（海外での発生状況、現在の対策、県内発生した場合に必要な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体など）、注意喚起について協力する。	危機管理課 市民課 関係所管課等

(2) 相談窓口の設置

対 応 項 目	所 管
市は、国及び県からの要請に基づいて、他の公衆衛生業務に支障を来さないように、市民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を設置し、適切な情報提供を行う。	危機管理課 市民課 関係所管課等
市は、国及び県からの要請に基づいて、新型インフルエンザ等に関する相談窓口を設け、疾患に関する相談のみならず、生活相談等広範な内容についても対応できる体制について検討する。	市民課 関係所管課等

(3) 情報提供方法

対 応 項 目	所 管
市は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、国及び県が発信する情報を入手し、市民への情報提供に努める。	危機管理課 市民課 関係所管課等
市は、情報入手が困難なことが予想される外国人や視聴覚障害者等の情報弱者に対しても、受取手に応じた情報提供手段を講じる。	危機管理課 市民課 福祉事務所 関係所管課等
市は、ホームページ、相談窓口等を通して、地域の感染状況、新型インフルエンザ等に係る帰国者・接触者相談センターや帰国者・接触者外来に関する情報をその地域に提供する。	危機管理課 市民課 関係所管課等

3. まん延防止に関する措置

(1) 感染対策の実施

対 応 項 目	所 管
市は、新型インフルエンザ等の発生が疑われる又は海外での新型インフルエンザ等の発生が確認された場合に、国及び県から発出される感染症危険情報を市民や事業所等に周知するとともに、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。	危機管理課 市民課 全所管課等

4. 予防接種

4-1. 特定接種

(1) 特定接種の実施

対 応 項 目	所 管
市は、国と連携し、本市の地方公務員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。	市民課 関係所管課等

4-2. 住民接種

(1) 住民接種の準備

対 応 項 目	所 管
市は、国の要請に基づき、予防接種を全市民が速やかに接種できるよう、事前に市行動計画において定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を進める。	市民課

(2) 住民接種の広報・相談

対 応 項 目	所 管
市は、市民に対しワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった情報について積極的に情報提供を行う。	市民課

5. 医療

(1) 市民への周知

対 応 項 目	所 管
市は、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から相談があった場合は、帰国者・接触者相談センターを通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。	市民課

6. 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

(1) 要配慮者対策

対 応 項 目	所 管
新型インフルエンザ等の発生後、市は、新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要配慮者や協力者へ連絡する。	市民課 福祉事務所 関係所管課等

(2) 遺体の火葬・安置

対 応 項 目	所 管
市は、国から県を通じて行われる、「火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う」旨の要請を受け対応する。	福祉事務所 環境課

県内未発生期・県内発生早期（国内発生早期）

発生状況	【県内未発生期】 （１）県内で、新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。 【県内発生早期】 （１）県内で新型インフルエンザ等患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。 【国内発生早期】 （１）国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。 （２）地域によって状況が異なる可能性がある。
目 的	（１）県内での感染拡大をできる限り抑える。 （２）患者に適切な医療を提供する。 （３）感染拡大に備えた体制の整備を行う。
対策の考え方	（１）感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。国内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った場合は、積極的な感染拡大防止策等をとる。 （２）医療体制や積極的な感染防止策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。 （３）国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、国が発する国内外の情報をできるだけ集約する。 （４）県内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び地域経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。 （５）住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

１．実施体制

（１）市対策本部の設置

対 応 項 目	所 管
市は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市対策本部を設置する。なお、緊急事態宣言がなされていない場合であっても、市は特措法に基づかない任意の対策本部を設置することができる。	危機管理課 市民課 全所管課等

2. 情報提供・共有

(1) 相談窓口の体制充実・強化

対 応 項 目	所 管
市は、国及び県からの要請に従い、国から配布される Q&A の改訂版等を受けて対応し、相談窓口による適切な情報提供の実施ができるよう体制の充実・強化を行う。	危機管理課 市民課 関係所管課等
市は、国及び県が発信する情報を入手し、市民への情報提供に努める。また、地域内の新型インフルエンザ等の発生状況や地域内で今後実施される対策に係る情報、地域内の公共交通機関の運行状況等について情報提供する。	危機管理課 市民課 総務課 関係所管課等

(2) 情報提供方法

対 応 項 目	所 管
市は、新型インフルエンザ等の発生時における記者発表に当たっては、国や県と情報を共有するとともに、発表の方法等については、これらの関係者やマスコミ関係者とあらかじめ検討を行うておく。	危機管理課 市民課

【参考】

※ 個人情報の公表の範囲について、プライバシーの保護と公益性のバランスを考慮する必要がある。プライバシーを保護することは重要であることは当然であるが、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）第 7 条（公益上の理由による裁量的開示）の趣旨を踏まえ、市民の生命、ひいては市民生活及び地域経済に多大な影響を及ぼすおそれがある状況下における新型インフルエンザ等の発生状況等に関する情報伝達の公益性に留意して情報提供を行う。

※ 発生地域の公表に当たっては、原則、市町村名までの公表とするが、患者と接触した者が感染している可能性を考慮し、公衆衛生上、当該接触者への対応が必要な場合はその程度に応じて、患者が滞在した場所、時期、移動手段等を発表する。

3. まん延防止に関する措置

(1) 感染対策の実施

対 応 項 目	所 管
市は、県等が業界団体等を経由し、または直接市民、事業者等に対して行う次の要請の周知に協力する。	危機管理課 市民課
a 市民、事業所、福祉施設等に対するマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等の勧奨。また、事業所に対する当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を	商工観光水産課 教育委員会 総務課 福祉事務所

要請する。 b 事業者に対する職場における感染対策の徹底を要請する。 c ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて行われる、学校の設置者に対する学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すことと、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）の適切な実施を要請する。 d 公共交通機関等に対する、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策の実施を要請する。	関係所管課等
市は、県の要請により、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。	市民課 全所管課等

4. 予防接種

緊急事態宣言が発令されていない場合

(1) 住民接種の実施

対 応 項 目	所 管
市は、パンデミックワクチンが供給可能になり次第、関係者の協力を得て、予防接種法第6条第3項に規定する接種を開始するとともに、その接種に関する情報提供を開始する。	市民課

(2) 住民接種の留意事項

以下の項目については、緊急事態宣言が発令されている場合に特措法第46条の規定に基づいて実施する「市民に対する予防接種」又は緊急事態宣言が発令されていない場合に予防接種法第6条第3項に基づいて実施する接種（新臨時接種）両方の留意点について記載してある。

対 応 項 目	所 管
市は、接種の実施に当たり、国及び県と連携して、保健所・保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、市の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。 a 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、市は、接種会場における感染対策を図る。 b 基礎疾患を有し医療機関に通院中の医学的ハイリスク者に	市民課

関しては、通院中の医療機関から発行された「優先接種対象者証明書」を持参した上で、集団的接種を実施する会場において接種することを原則とする。なお、実施主体である市町村の判断により、通院中の医療機関において接種することも考えられる。 c 医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、集団的接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行うことに留意する。 d ワクチンの大部分が 10ml 等の大きな単位のバイアルで供給されることを踏まえ、通院する医療機関において接種する場合であっても、原則として集団的接種を行うため、原則として 100 人以上を単位として接種体制を構築する。 e 1ml 等の小さな単位のバイアルの流通状況等によっては、医学的ハイリスク者に対し、通院中の医療機関において、必ずしも集団的接種によらず接種を行うことも考えられる。 f 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も考えられる。 g 社会福祉施設等に入所中の者については、基本的に当該社会福祉施設等において集団的接種を行う。	
--	--

(3) 住民接種の広報・相談

対 応 項 目	所 管
市は、実施主体として、市民からの基本的な相談に応じる。 病原性の高くない新型インフルエンザ等に対して行う予防接種法第 6 条第 3 項の規定に基づく新臨時接種については、個人の意思に基づく接種であり、市はワクチン接種のための機会を確保するとともに、接種を勧奨し、必要な情報を積極的に提供する。	危機管理課 市民課

緊急事態宣言が発令されている場合の措置

(1) 住民接種の実施

対 応 項 目	所 管
市は、市民に対する予防接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施する。	市民課

(2) 住民接種の留意事項

市民に対する予防接種実施についての留意点は、緊急事態宣言が発令されていない場合を参照する。

(3) 住民接種の広報・相談

病原性の高い新型インフルエンザ等に対して行う特措法第 46 条の規定に基づく市民に対する予防接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。

ア 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。

イ ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。

ウ ワクチンの安全性・有効性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。

エ 臨時接種、集団的接種など、通常実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。

これらを踏まえ、広報に当たっては、次のような点に留意する。

ア 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝えることが必要である。

イ ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝えることが必要である。

ウ 接種の時期、方法など、市民一人一人がどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝えることが必要である。

市は、実施主体として、具体的な接種スケジュールや接種の実施場所・方法、相談窓口の連絡先等の周知を行う。

5. 医療

(1) 市民への周知

対 応 項 目	所 管
市は、海外発生期に引き続き、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から相談があった場合は、帰国者・接触者相談センターを通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。	市民課

6. 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

(1) 要配慮者対策

対 応 項 目	所 管
市は、計画に基づき、要配慮者対策を実施する。	市民課 福祉事務所 関係所管課等

(2) 遺体の火葬・安置

対 応 項 目	所 管
市は、県と連携して、確保した手袋、不織布製マスク、非透過性納体袋等を、地域内における新型インフルエンザ等の発生状況を踏まえ、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の手に渡りよう調整する。	福祉事務所 環境課

緊急事態宣言が発令されている場合の措置

(1) 水の安定供給

対 応 項 目	所 管
水道事業者である市は、それぞれその行動計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。	上下水道課

(2) 生活関連物資等の価格の安定等

対 応 項 目	所 管
市は、市民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。	商工観光水産課

県内（国内）感染期

発生状況	(1) 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。 (2) 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。 (3) 国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。
目 的	(1) 医療体制を維持する。 (2) 健康被害を最小限に抑える。 (3) 市民生活及び地域経済への影響を最小限に抑える。
対策の考え方	(1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染拡大防止策は実施する。 (2) 地域ごとに発生の状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、県が実施すべき対策の判断を行う。 (3) 状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。 (4) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。 (5) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。 (6) 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活及び地域経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。 (7) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。 (8) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

1. 実施体制

緊急事態宣言が発令されている場合の措置

(1) 市対策本部の設置

対 応 項 目	所 管
市は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市対策本部を設置する。	危機管理課 市民課 全所管課等

2. 情報提供・共有

(1) 相談窓口の継続

対 応 項 目	所 管
市は、国及び県からの要請に従い、国から配布される Q&A の改訂版等を受けて対応し、相談窓口による適切な情報提供の実施ができる体制を継続する。	危機管理課 市民課 関係所管課等
市は、国及び県が発信する情報を入手し、市民への情報提供に努める。また、地域内の新型インフルエンザ等の発生状況や地域内で今後実施される対策に係る情報、地域内の公共交通機関の運行状況等について情報提供する。	危機管理課 市民課 総務課 関係所管課等

3. まん延防止に関する措置

(1) 地域内でのまん延防止対策

対 応 項 目	所 管
市は、業界団体等を経由し、または直接市民、事業者等に対して次の要請を行う。 a 市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。 b 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。 c ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。 d 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。	危機管理課 市民課 商工観光水産課 教育委員会 総務課 福祉事務所 関係所管課等
市は、県の要請により、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう引き続き要請する。	市民課 全所管課等

4. 予防接種

緊急事態宣言が発令されていない場合

(1) 住民接種の実施

対 応 項 目	所 管
市は、緊急事態宣言が発令されていない場合においては、予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種を進める。	市民課

(2) 住民接種の留意事項

住民接種実施についての留意点は、県内未発生期・県内発生早期（国内発生早期）の項の緊急事態宣言が発令されていない場合を参照。

緊急事態宣言が発令されている場合の措置

(1) 住民接種の実施

対 応 項 目	所 管
市は、基本的対処方針を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施する。	市民課

(2) 住民接種の留意事項

住民接種実施についての留意点は、県内未発生期・県内発生早期（国内発生早期）の項の緊急事態宣言が発令されていない場合を参照。

(3) 住民接種の広報・相談

住民接種の広報・相談については、県内未発生期・県内発生早期（国内発生早期）の項の緊急事態宣言が発令されている場合の措置の項を参照。

5. 医療

(1) 市民への周知

対 応 項 目	所 管
市は、県が決定する県内感染期の対応について市民に周知する。	全所管課等

(2) 在宅で療養する患者への支援

対 応 項 目	所 管
市は、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、在宅で療養する患者への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。	福祉事務所 市民課

6. 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

(1) 要配慮者対策

対 応 項 目	所 管
市は、引き続き食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、新型コロナウイルス等の発生前に立てた計画に基づき、市民に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配付等を行う。	危機管理課 市民課 福祉事務所 関係所管課等

(2) 遺体の火葬・安置

対 応 項 目	所 管
市は、引き続き遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。	環境課 福祉事務所

緊急事態宣言が発令されている場合の措置

(1) 水の安定供給

県内未発生期・県内発生早期（国内発生早期）の項を参照

(2) 生活関連物資等の価格の安定等

対 応 項 目	所 管
市は、市民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、国及び県と連携して、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。	商工観光水産課
市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。	商工観光水産課
市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、または生ずるおそれがあるときは、国及び県と連携して、行動計画で定めるところにより、適切な措置を講ずる。	

(3) 遺体の火葬・安置

対 応 項 目	所 管
市は、国から県を通じ行われる火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる旨の要請を受け、対応する。	都市環境課 福祉事務所
市は、国から県を通じ行われる死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合に、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する旨の要請を受け、対応する。	

(4) 要配慮者対策

対 応 項 目	所 管
市は、国及び県から在宅の高齢者、障害者等の要配慮者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う旨の要請を受け、対応する。	市民課 福祉事務所 関係所管課等

小康期

発生状況	(1) 新型インフルエンザ等の患者が減少し、低い水準でとどまっている状態。 (2) 大流行はいったん終息している状況。
目的	(1) 市民生活及び地域経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
対策の考え方	(1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。 (2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。 (3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。 (4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

1. 実施体制

緊急事態宣言が発令されている場合の措置

(1) 市対策本部の廃止

対応項目	所管
市は、緊急事態解除宣言がされたときは、速やかに市対策本部を廃止する。	危機管理課 市民課 関係所管課等

2. 情報提供・共有

(1) 相談窓口の体制の縮小

対応項目	所管
市は、状況を見ながら国からの要請に基づいて相談窓口の体制を縮小する。	市民課

3. まん延防止に関する措置

市内の感染動向をふまえて、県内感染期のまん延防止に関する措置を順次縮小する。

4. 予防接種

(1) 住民接種の実施

対応項目	所管
市は、流行の第二波に備え、緊急事態宣言が発令されていない場合においては、予防接種法第6条第3項に基づく接種を進める。	市民課

2) 住民接種の留意事項

住民接種実施についての留意点は、県内未発生期・県内発生早期（国内発生早期）の項の緊急事態宣言が発令されていない場合を参照。

緊急事態宣言が発令されている場合の措置

(1) 住民接種の実施

対 応 項 目	所 管
市は、流行の第二波に備え、国及び県と連携し、特措法第 46 条の規定に基づく市民に対する予防接種を進める。	市民課

(2) 住民接種の留意事項

住民接種実施についての留意点は、県内未発生期・県内発生早期（国内発生早期）の項の緊急事態宣言が発令されていない場合を参照。

(3) 住民接種の広報・相談

住民接種の広報・相談については、県内未発生期・県内発生早期（国内発生早期）の項の緊急事態宣言が発令されている場合の措置の項を参照。

5. 医療

(1) 在宅で療養する患者への支援

対 応 項 目	所 管
市は、新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。	市民課

6. 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

緊急事態宣言が発令されている場合の措置

(1) 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

対 応 項 目	所 管
市は、国、県、指定（地方）公共機関と連携し、地域の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。	危機管理課 市民課 全所管課等